

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第627号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成19年10月2日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 紋別郡遠軽町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
 - 3 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び遠軽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第628号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成19年10月2日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 上川郡剣淵町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 風害の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道上川支庁産業振興部林務課及び剣淵町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第629号

平成10年北海道告示第1942号（北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関）の一部を次のように改正し、平成19年10月9日から施行する。

平成19年10月2日

| 目次 | ページ |
|-----------------------------------------|-----|
| 規 則 | |
| ○北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則……………（農業経営課） | 1 |
| 告 示 | |
| ○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業支援課） | 1 |
| ○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課） | 1 |
| ○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課） | 1 |
| ○北海道の指定金融機関及び収納代理金融機関の一部改正……………（経理課） | 1 |
| 支庁告示 | |
| ○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… | 2 |

規 則

北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年10月2日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第100号

北海道農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

北海道農業近代化資金利子補給規則（昭和37年北海道規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「年0.55パーセント」を「年0.45パーセント」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

北海道告示第626号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成19年9月19日、篠津中央土地改良区の定款の変更を認可した。

平成19年10月2日

北海道知事 高 橋 はるみ
2 収納代理金融機関の項中「名寄信用金庫」を「北星信用金庫」に改め、土別信用金庫の事項を削る。

支 庁 告 示

北海道後志支庁告示第39号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成19年10月2日

北海道後志支庁長 宮 木 康 二

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 複写機賃貸借契約その1
デジタルカラー複写機の賃貸借 1台 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価
- (2) 複写機賃貸借契約その2
デジタル複写機の賃貸借 1台 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価
- (3) 複写機賃貸借契約その3
デジタル幅広複写機の賃貸借 1台 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価
- (4) 複写機賃貸借契約その4
デジタル複写機の賃貸借 1台 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価
- (5) 複写機賃貸借契約その5
デジタル複写機の賃貸借 1台 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価
- (6) 複写機賃貸借契約その6
デジタル複写機の賃貸借 1台 1月当たりの単価及び1枚当たりの単価

2 落札を決定した日

- (1) 複写機賃貸借契約その1からその5まで 平成19年9月5日
- (2) 複写機賃貸借契約その6 平成19年9月14日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 複写機賃貸借契約その1
ア 氏 名 株式会社フルムラ商会
イ 住 所 小樽市花園2丁目9番11号
- (2) 複写機賃貸借契約その2
ア 氏 名 有限会社浅賀
イ 住 所 岩内郡岩内町字栄177番地
- (3) 複写機賃貸借契約その3
ア 氏 名 株式会社北光堂

- イ 住 所 小樽市花園4丁目1番2号
- (4) 複写機賃貸借契約その4
ア 氏 名 株式会社フルムラ商会
イ 住 所 小樽市花園2丁目9番11号
- (5) 複写機賃貸借契約その5
ア 氏 名 株式会社フルムラ商会
イ 住 所 小樽市花園2丁目9番11号
- (6) 複写機賃貸借契約その6
ア 氏 名 有限会社川端文化堂
イ 住 所 虻田郡倶知安町北1条西2丁目

4 落札金額

- (1) 複写機賃貸借契約その1

| | | |
|----------------------------|-------|---------|
| 基本料金 | 1月当たり | 29,600円 |
| 使用料金(モノクロ、1枚以上) | 1枚当たり | 4円 |
| 使用料金(カラー、1枚以上1,000枚まで) | 1枚当たり | 30円 |
| 使用料金(カラー、1,001枚以上3,000枚まで) | 1枚当たり | 28円 |
| 使用料金(カラー、3,001枚以上) | 1枚当たり | 23円 |
- (2) 複写機賃貸借契約その2

| | | |
|--------------------------|-------|---------|
| 基本料金 | 1月当たり | 43,000円 |
| 使用料金(モノクロ、1枚以上10,000枚まで) | 1枚当たり | 4円 |
| 使用料金(モノクロ、10,001枚以上) | 1枚当たり | 3円80銭 |
- (3) 複写機賃貸借契約その3

| | | |
|-----------------------|-------|---------|
| 基本料金 | 1月当たり | 31,500円 |
| 使用料金(モノクロ、1m以上300mまで) | 1m当たり | 30円 |
| 使用料金(モノクロ、301m以上) | 1m当たり | 26円 |
- (4) 複写機賃貸借契約その4

| | | |
|--------------------------|-------|---------|
| 基本料金 | 1月当たり | 44,000円 |
| 使用料金(モノクロ、1枚以上10,000枚まで) | 1枚当たり | 4円 |
| 使用料金(モノクロ、10,001枚以上) | 1枚当たり | 3円80銭 |
- (5) 複写機賃貸借契約その5

| | | |
|--------------------------|-------|---------|
| 基本料金 | 1月当たり | 30,500円 |
| 使用料金(モノクロ、1枚以上10,000枚まで) | 1枚当たり | 4円 |
| 使用料金(モノクロ、10,001枚以上) | 1枚当たり | 3円80銭 |
- (6) 複写機賃貸借契約その6

| | | |
|------|-------|---------|
| 基本料金 | 1月当たり | 41,000円 |
|------|-------|---------|

| | | |
|-------------------------------|-------|-------|
| 使用料金（モノクロ、1枚以上10,000枚まで） | 1枚当たり | 4円50銭 |
| 使用料金（モノクロ、10,001枚以上20,000枚まで） | 1枚当たり | 4円 |
| 使用料金（モノクロ、20,001枚以上） | 1枚当たり | 3円80銭 |

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

- (1) 複写機賃貸借契約その1からその5 平成19年7月27日付け北海道後志支庁告示第26号
- (2) 複写機賃貸借契約その6 平成19年8月10日付け北海道後志支庁告示第27号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 複写機賃貸借契約その1からその5

ア 名称 北海道小樽土木現業所企画総務部総務課

イ 所在地 小樽市奥沢1丁目21番1号

- (2) 複写機賃貸借契約その6

ア 名称 北海道後志保健福祉事務所保健福祉部社会福祉課

イ 所在地 虻田郡倶知安町北1条東2丁目

